

H 1 6 . 5 . 1 3 ワーキンググループ運営委員会の決定事項

- ・ 各ワーキンググループ（以下WG）とも開催は月1回程度とする。
- ・ 下流域WG、中流域WG、上流域WGの開催を先行する。
- ・ 第1回の下流域、中流域、上流域の開催は次のとおりとして、会員への発送は事務局で行なう。（WG会員の名簿、グループ長、副の一覧表を同封）

| | | | |
|------|-------------|-------------|------|
| 下流域 | 5 / 2 6 (水) | 1 8 : 3 0 ~ | 諏訪合庁 |
| 中流域、 | 5 / 2 7 (木) | 1 8 : 3 0 ~ | 諏訪合庁 |
| 上流域 | 5 / 2 5 (火) | 1 8 : 3 0 ~ | 諏訪合庁 |
- ・ 進め方はそれぞれのWGに任せるが、途中経過は協議会に報告することとする。
- ・ 必要な資料の請求は各WG長 座長を通して行なう。
- ・ 検討課題は各WGとも「河川改修のあり方」を先行する。
- ・ WGの記録は会員で行なう。
- ・ 事務局は第2回以降について原則として出席しない。
- ・ 次回のWG運営委員会は6 / 2 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
諏訪合庁502会議室とする。